

敷地の安全性	法 4 3 条 1 項 令 3 6 条 1 項 1 号
--------	--------------------------------

◎ 立地基準編第 6 章 [審査基準 2] (P132～P137)

令第 3 6 条第 1 項第 1 号で規定されている敷地の安全性については、次のとおりとする。

- 1 令第 3 6 条第 1 項第 1 号イにいう排水施設の構造、能力については、令第 2 6 条、令第 2 9 条、規則第 2 6 条及び技術基準編を準用する。
ただし、敷地面積が 1 0 0 0 平方メートル未満の場合は、放流同意書をもって放流先は有効に接続されているものとみなす。
- 2 令第 3 6 条第 1 項第 1 号ロにいう「その他これらに類する土地」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 高さ 1 メートルを超える宅地造成等規制法施行令第 1 条第 2 項及び第 4 項に規定するがけのある土地
 - (2) 盛土により造成された土地
 - (3) 池沼等を埋め立てて造成された土地
 - (4) 急傾斜指定区域内の土地
- 3 令第 3 6 条第 1 項第 1 号ロにいう「地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地」における「安全上必要な措置が講ぜられていること」については、令第 2 8 条、規則第 2 7 条及び技術基準編を準用する。
ただし、「その他これらに類する土地」における既存擁壁等の安全性については、次に掲げる事項により確認することとする。
 - (1) 既存擁壁の高さが 2 メートル以下である場合
現況写真等により外観上支障がないこと、及び、設計者の調査による安全上支障がない旨の報告書等により確認する。
 - (2) 既存擁壁の高さが 2 メートルを超える場合
現況写真及び設計図書（図面、構造計算書等）により安全性を確認する。
なお、安全性の確認は、原則として技術基準編を準用することとする。
 - (3) くずれ石積み等の場合
現況写真等により外観上支障がないこと、及び、設計者の調査による安全上支障がない旨の報告書等により確認する。
この場合の安全性については、原則として技術基準編を準用して確認することとする。
(築造時期が他の資料等で明らかな場合は原則として築造時における基準によることとする。)

<留意事項>

- ア 既存擁壁の安全性が上記 3 により確認できない場合等で、擁壁のやりかえ又は補強等を行う場合は図書（図面、構造計算書等）により安全性を確認する。
- イ 別途許可又は確認（急傾斜指定区域内の形質の変更、工作物の確認申請等）を必要とする場合は、法第 4 3 条第 1 項の許可に先だつてそれらの許可等を受けていること。
- ウ 既存擁壁のやりかえ等の行為が開発許可を要する場合は、法第 4 3 条第 1 項の許可の対象とならないので留意すること。